

【集約対象業務】一般競争入札（事後審査方式）の清掃業務（告示番号第2723号）に係る質問及び回答

No.	質問日	回答日	調達案件名称	質問	回答	回答作成
1	6/30	6/30	小規模施設における定期清掃に係る特定の従事者にあたる端数処理について	<p>お知らせにて端数処理の一部変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃員Aが0.5人工以下の場合0.5人工/12月\approx0.042人工/月 清掃員Aが0.5～1人工以下の場合1人工/12月\approx0.084人工/月 <p>となるとなっておりますが月額の直接人件費の計算はそれぞれ $17,600円 \times 0.042人工 = 739円$ $17,600円 \times 0.084人工 = 1,478円$ となるのでしょうか？ 今までは0.1人工以下は切り捨てだと思っておりますが、 この場合のみ特別に計上されるのでしょうか。</p>	<p>本市では、履行期間が複数年度に渡る長期継続契約にあつては、月額契約を採用しているところです。 そのため、小規模施設に見られる定期清掃のみに計上される清掃員Aについては、月額契約に見合った形で端数整理を行うことといたしました。</p> <p>以上より、お知らせで示したとおり、該当施設における清掃員Aの歩掛の端数処理については、定期清掃の労務数量を、年間ベースの数値を基本とし、その数値に端数処理を行うこととしました。 その結果得られた月額契約ベースの労務数量は、小数点第4位以下を切り上げた数値としています。</p> <p>ご質問における計算は、お見込みのとおりですが、「0.042人工」、「0.084人工」を使用するのは、お知らせで示した条件下における場合であり、その他については従前のとおりです。</p>	財) 契約管理課